

函館国際観光コンベンション協会補助金交付に関する人件費算定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、一般社団法人函館国際観光コンベンション協会補助金交付要綱に基づき交付する補助金における人件費の算定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象経費)

第2条 補助金の対象となる人件費は、別表第1の第2欄に定めるとおりとする。

(補助金の交付額の算定方法)

第3条 補助金における人件費の交付額は、別表第1の第1欄に定める補助基準額と第2欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た金額を予算の範囲内で交付する。

附則

(施行期日)

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条, 第3条関係)

補助基準額	補助対象経費	補助率
別表第2の職員配置基準の職員に係る各職員の職員給与費単価(一般職員分)の額の合計額	人件費	10分の10

備考

- 職員給与費単価(一般職員分)は、総務省が公表する「地方交付税関係参考資料」の職員給与費単価(一般職員分)を翌年度補助事業費に適用するものとし、その額は、同資料の「市町村分」を適用し、専務理事および事務局長は「課長級」、課長、課長代理および係長は「職員A」、その他の職員は「職員B」によるものとする。

別表第2 (第3条関係)

区分	員数
専務理事, 事務局長	2
課長, 課長代理, 係長	3
その他の職員	3

備考

- 業務の増等に伴い職員の増員が必要な場合等においては、補助事業年度の開始前に、市と観光協会とで協議を行うものとする。